

市民活動促進専門 アドバイザー会議

報告書

平成20年3月

<目次>

(ページ)

第1章 市民活動促進専門アドバイザー会議について	1～2
第2章 市民活動に対する支援策	3～9
1 情報の支援	3～4
2 人材の育成支援	5～7
3 活動の場の支援	8
4 財政的な支援	9
第3章 市民まちづくり活動促進基金	10～14
1 寄附の受け入れの側面から	10
2 基金への登録制度	11～12
3 助成制度	13
4 町内会にとっての基金の意義	14
第4章 まちづくりへの市民参加	15～16
1 条例の周知・PR	15
2 市民活動のフェスティバルの重要性	16
第5章 市民活動団体同士の交流・連携	17～18
1 異分野の団体間の連携	17
2 連携のためのコーディネーター	18

資料編

市民活動促進専門アドバイザー会議の経過
市民活動促進専門アドバイザー会議設置要領
平成19年度市民活動促進専門アドバイザー会議委員名簿

第1章 市民活動促進専門アドバイザー会議について

1 設置の目的

市民まちづくり活動促進条例が平成20年4月1日に施行され、札幌市の市民活動の促進が第2ステージに移行する。本アドバイザー会議は、条例施行後の施策がスムーズに実施されるよう、効果的な施策・事業を展開するに当たっての課題や方向性などについて、専門的かつ実践的な見地から協議するために設置された。

条例制定後には、アドバイザー会議はその役割を終え、条例に基づき設置される附属機関である「市民まちづくり活動促進テーブル」に引き継がれることになっている。

2 アドバイザー会議での協議事項

会議では、市民活動のための情報、人材の育成、活動の場、資金の各種支援方策、市民活動の連携・協働の促進、市民まちづくり活動促進テーブルのあり方などといったテーマについて議論を行ってきた。

3 会議の経過

第1回目の会議が平成19年7月11日に開催された後、ほぼ毎月1回の会議が開催され、それぞれの議題に沿って、平成20年2月8日までの全7回、熱心に議論が行われてきた。なお、会議の経過の詳細については、巻末の資料を参照されたい。

4 報告書の構成

この報告書は、アドバイザー会議の主な議論結果の要点についてまとめた。第2章からは、札幌市が行うべき市民活動に対する支援策について、項目ごとに内容を整理した。第3章は、条例に基づく施策の柱である「市民まちづくり活動促進基金」についての議論の内容を掲載している。第4章は、まちづくりへの市民参加の観点からの意見をまとめている。そして第5章は、市民活動を行う団体同士の連携に関する課題についてまとめている。

なお、本報告書の作成の時点では、条例名が「市民まちづくり活動促進条例」とな

っていることから、これまで「市民活動」と呼んできた言葉も「市民まちづくり活動」に変わったが、この会議での協議時には「市民活動」と呼称してきたので、本報告書でも「市民活動」という言葉を使用することにする。

「市民活動」という言葉をこの報告書では使用しています。



第2章 市民活動に対する支援策

1 情報の支援

(1) 市民活動を行っていない市民に対する情報提供

市民活動を通じたまちづくりを進めるためには、すでに活動に従事している市民はもとより、活動を行っていない、あるいは市民活動について知らない市民に対して、情報提供を行うことが重要である。

そのため以下の点が情報の支援のポイントと考える。

市役所の中のどこの部署がどういった目的で、どのような(市民活動に関する)事業を行っているのかについて、市民の立場に立って、わかりやすく情報を公開する。

広報方法の工夫だけでなく、効果的な広報のためのスキルを高めることが今後必要である。例えば、ホームページや紙媒体の場合では、文章の表現の仕方、レイアウト、色使いなどについて高い技術を習得することが求められる。

(2) 情報提供における市民活動との連携のあり方

NPOが必要とする助成金やイベントの情報などについて、NPOがどのような情報を必要としており、どのような形で提供されるのが望ましいかは、NPO当人が最も詳しいといえる。このことから、例えば市民活動に役立つガイドブックを行政が作るよりも、NPO主導で作る方がより良いものができる可能性が高い。

行政はガイドブック作りに対して多少の助成を行い、NPOの関係者が連携してガイドブックを作成するといった方法が考えられる。このことは、札幌市内のボランティア情報を網羅したボランティア白書の作成や市民活動団体のPR映像の作製といったことにも同様にあてはまる。

行政が前面に出て手助けするのではなく、あくまで市民活動が主体的に取り組んでいくような働きかけが大切である。

(3) 市民と市民活動のマッチング

市民活動に参加したいと考える市民と、会員やボランティアを求める団体とのマッチングは重要な課題である。市のホームページや情報誌などを通じて、両者の情報を掲載する方法もある。しかしながら、ボランティアを行いたい、あるいは自分の特技を活かしたいという情報だけを見て、団体が求めている人材かどうかを判断するのは難しい。したがって、活動に参加する人を募集する情報を、より多くの人に提供することの方が重視されるべきである。

(4) 情報の支援のポイント

最近、「地域の茶の間」や「地域サロン」のように、特定の場所に様々な人たちが自由に集いコミュニケーションするインフォーマルな場が増えてきている。NPOの中には、地域の茶の間情報を行政が収集し一括提供すべきとの声もあるようだが、最初の段階では行政が呼び水的に支援を行ったとしても、事業スタート後には、NPOが自分たちで地域を歩いて広告を取りながら、情報の収集・提供を継続的に行うようになることが必要である。すなわちNPOの特質を活かすやり方が大切である。

そうした取組を通じて、NPOを取り巻く新しいネットワークが形成され、それがNPOの活動に今後資することも考えられる。

2 人材の育成支援

(1) リーダーの育成

これまでの市民活動団体の中には、女性が中心になって運営されてきた団体が比較的多かったが、現在、団塊の世代の人たちなど、新しい人材の参加が徐々に増えてきている。そうすると団体の中では、新しく加わったメンバーがこれまでの組織運営で行ってきたやり方とは異なった手法を主張するなどして、円滑な運営に支障が生じている団体も出てきているようである。

社会状況の変化を理解しながら、団体における様々な人たちにうまく対応し、組織をまとめながら運営を行えるリーダーが必要である。このようなリーダーを育成するために、各活動団体が一堂に会して、組織運営の問題や悩みについて、自由な雰囲気話し合える場が用意されることが必要である。

(2) 市民活動の参加者を増やすために

若い世代の人たちは、活動によって何か新しい知識や技術を身につけるために、市民活動に参加する傾向がある一方で、高齢者の方々は社会貢献のためという利他的な動機で参加する傾向が強いといわれている。今後、団塊の世代や高齢者の方々がさらに積極的に活動に参加していくためには、社会貢献のためというだけでなく、活動することが自分の人生や自己実現にとって意味があるということを実感を伴って理解することが大切である。

自分の人生にとって市民活動がかけがえのないものであると思えることが、活動が長続きするコツであるといえる。

このことから、市民活動やまちづくりを気軽に実体験できる機会や楽しみながら参加できる場が求められる。

(3) コーディネーターの育成

市民活動にとってリーダーの育成と同時に、コーディネーターの育成は大変重要である。市民活動を必要とする人と市民活動を行う人とをつなげることがコーディネー

ターの最も重要な役割の1つである。

コーディネーターにとって大切な内面的資質として、ムードメーカーたること、元気でエネルギッシュであること、繊細でまめな感性を具有していることが挙げられる。このような資質を体得するためには、理屈を学ぶだけではなく、実践や体験を経ることが必要となる。このことから、「学び」と「実践」が結び付いている機会を用意することが求められるところである。このことはリーダーの育成にもいえることである。

(4) 段階的な育成と資格・称号の付与

現在、団体の規模の大小を問わず、人材の育成が大きな問題になっており、各団体が自前で育成していくには限界も出てきている。市内の市民活動団体には、経歴、知識、役割などがそれぞれ異なる様々な人材が所属していることと思うが、これらの人材が、活動に必要な事柄を実践面での体験を織り交ぜながら、長期間、基礎から応用、実践まで、段階的にかつ総合的に学ぶことができるスクールの学びの場が必要と思われる。このことについては、既に実践的な学習プログラムを展開している「さっぼる市民カレッジ」を活用していくことが有効と考えられる。

また、そこでの学びを通じて一定程度の知識と経験を認められた場合、資格や称号を取得する仕組みも有効と考える。そのような社会的に公認される資格・称号を持つことにより、市民活動が社会的な認知を益々獲得し、専門的な人材として活躍することができるフィールドが広まっていくことが期待される。

(5) まちづくりセンターの活用

まちづくりの人材の育成に当たっては、まちづくりセンターを活用することが効果的である。具体的には、地域のまちづくりの拠点であるまちづくりセンターにおいて、地域課題について考える講座を開催することが考えられる。講座カリキュラムの作成には、NPOに積極的に関わってもらいながら行うことが講座の専門性を高めることにつながると思われる。

講座の中身としては、まちづくりセンターで町内会、NPO、ボランティア、地域

団体、行政などが集まり進めていくものとしたうえで、地域を実際に歩くことを盛り込み、地域課題について自由に話し合いながら学びを進めるスタイルが望ましい。

そのような学び合いの場が住民参加のもと、まちづくりセンターを中心に展開されることにより、地域が育っていくとともに、まちづくりセンター所長の能力向上にもつながると思われる。

こうした体験的な学びを通じて、所長が「住民への情報提供」「地域の課題抽出」「ネットワークづくり」といった一連のプロセスを理解し、まちづくりのコーディネーターとして、現場で学んだ成果を活かしていくことになっていくと考えられる。

また、町内会やまちづくりセンターを中心とした成功事例を市内のまちづくりセンター全体で情報共有する場を設けることも併せて重要である。さらには、共有した成功事例を所長が地域に情報提供することも大切であり、このような投げかけにより、「自分たちの地域でもやってみよう！」という自発的な動きが起こってくるのである。

3 活動の場の支援

(1) 商店街の空き店舗や大型スーパーのフリースペースの活用

市民活動サポートセンターをはじめとする公共施設は市民活動にとって極めて重要な施設であり、実に多様な団体が利用している。サポートセンターを例にとってみると、登録団体は平成 20 年 2 月で 1,900 を超えている状況であり、無料の会議室は常に利用されているような状態である。

多くの市民活動団体にとって活動場所の確保は切実な問題であり、小規模団体の場合は、自前で事務所や活動スペースを持つことができないところも多い。

このようなことから、商店街の空き店舗を市民活動団体の事務所スペースとして活用したり、大型スーパーのフリースペースを打合せや活動の場として利用できるようにすることは有効な手法である。

しかしながら、一方では課題も多い。とくに、このような空き店舗や空きスペースを活動団体が利用するに当たり、所有者との折衝をはじめ、日程等の調整、利用ルールの確立などといった事務作業が生じ、そのようなコーディネート役を果たす存在がどうしても必要になるのである。このコーディネーターをどのように確保するかが最大の課題といえよう。

(2) 地域の様々な施設の効果的な活用

これからは、高齢者が多く住む地域には、あらかじめ高齢者向けのサービスを行う N P O が拠点を設けて活動できるように配慮することがあってもいい。

また、地域の空屋を N P O の活動の拠点として提供し、N P O がコミュニティレストランなどを運営することにより、地域の集いの場を作り出しながら、自らの経営も成り立たせていく取組があってもいい。

このように地域の実態に合わせて、地域の施設の有効活用と地域ニーズを捉えた行政施策が考え出されることが期待される。

また、地域における様々な施設がそれぞれ個性を発揮すると同時に、各施設間でのつながりを持ちながら、多様な活動を促進し、まちづくりを総合的に育んでいくことが大事である。

4 財政的な支援

多くの市民活動団体にとって資金は一番の課題である。とくに小規模な団体ほど、切実になる。小さな団体が資金を集めるには、まず地域の様々なニーズを把握したうえで、できるだけこれらのニーズに応えていくよう努力していくことが大切である。そうすることで、設立当初のミッションからその裾野を広げながら、活動を展開していくことになり、資金も活動の広がりに応じて集まってくるのが考えられる。いずれにせよ多くの方々が寄附を行いやすい仕組みを団体がどのようにつくっていくかが課題となる。

4月に設置される基金においても、団体自ら寄附を集めるような主体的な取組が期待される。

第3章 市民まちづくり活動促進基金

基金に関する議論は本アドバイザー会議でも集中的に行ってきた。また議論する課題も多岐にわたった。議題としての重要性の点からも、ここでは独立した章立てをしてまとめたところである。

1 寄附の受け入れの側面から

基金に寄附を受け入れる側面から、主に以下のような課題が挙げられる。

(1) 基金制度に関する説明の工夫

現在、札幌市には19の基金があり、新たに市民活動の基金が設置されれば、20の基金が存在することになる。基金同士の棲み分けはなされているとはいえ、寄附の窓口が多すぎると戸惑う方が出てくることが考えられる。できるだけたくさんの寄附金を集めるためにも、基金制度について一般の方々にも理解できるように、わかりやすく伝えることが課題となる。

とくに、この基金が市民活動の役割を新たにつくったり、新しい協働のあり方を創り出したりすることに資金投入していくということを、文章でわかりやすく表現して、市民に理解してもらうようにすることが必要である。

(2) 寄附の掘り起こし

札幌市全体として基金の数が増えるということは、助成制度の数も増えるということになるが、寄附の奪い合いにならないように、新たな寄附者をどのようにして探し出すかがポイントである。潜在している寄附者層を探り当て、寄附を促すことにより、札幌の寄附文化が徐々に醸成されていくものとする。

2 基金への登録制度

基金への団体登録については、基本的には条例の支援対象になっている町内会、自治会をはじめ、ボランティア団体、NPOなどが対象に入ってくるが、人数要件、活動実績、本拠の場所などといった諸要件が今後決められていくことになるであろう。登録制度の対象団体に関して、以下の主な課題が考えられる。

(1) 事務所要件について

登録対象団体として、札幌市内に事務所が存在することが必要である。問題は、札幌に事務所はあるが市外で活動している団体や、逆に市外に事務所があり札幌市内で活動をしている団体の扱いである。条例では市民が行う活動を支援する趣旨であることを考えれば、事務所が札幌市内に存在することが必要であり、市外に事務所がある団体は対象に入らないと解されるべきであろう。

(2) 団体の人数要件について

組織の継続性、活動の広がり、NPO法の社員要件などを踏まえれば、すでに公的な認知を得ている町内会、自治会を除き、団体の人数要件として、スタッフ数10名以上を擁することが必要と考える。10名以上という人数要件により、10名未満の小規模団体が会員拡大に向けて努力するといったことも期待できる。

(3) 団体登録申請書類など

基金への団体登録制度は、小規模の団体も含め、多くの団体の市民活動を広く支援するのが目的であるので、できるだけ提出書類を少なくするなど、登録申請しやすいような制度設計が望まれる。

サークル・グループ段階(circle, group) 緩やかな組織段階(association)

安定的な組織段階(organization)といった発展プロセスにおいて、より高い段階へ育成を図り、移行させるために、書類申請にあまり高いハードルを設けないことが望ましいと考える。

ただ、健全な団体だけが登録できるように、団体の活動実態を証明する書類の提出は義務付けられる必要がある。さらに、書類の提出だけでなく、申請してきた団体と面談し、活動状況等についてヒアリングすることが、健全な団体かどうかを見極めるのに有効であると考えられる。

なお、提出書類に不備があっても、画一的に門前払いするのではなく、その団体を育成、助言する気持ちを持って受け付けする窓口の対応が望まれる。団体の意欲を殺がないためにも、さらには団体のモチベーションをより一層高めるためにも、受付窓口の果たす役割は大きい。

3 助成制度

(1) 助成対象事業について

助成の対象となる事業については、以下の点がポイントと考える。

札幌市内に事務所がある団体が行う札幌市民を対象にした事業、あるいは札幌市民に成果が還元される事業が対象になるべきである。

基金の分野指定助成において、「先駆的・実験的に取り組もうとする事業で、まちづくりに寄与するもの」という条件で事業の内容を審査するのは難しい問題であるが、事業の内容のみならず、団体の活動総体における当該事業の位置づけや地域への波及効果との関わりなどを考慮しながら、総合的な検討が必要となる。

助成対象事業としては継続性のある事業であることが必要と考えられるが、記念行事や単発のイベントをどう扱うかが問題である。その場合の考え方として、その単発のイベントが札幌に与える影響の波及効果が認められれば良しとすべきであろう。

(2) 審査について

札幌市が考える審査は、団体登録時の審査と事業助成時の審査という2段階の審査である。厳正な審査という意味でも、この考えは有効と考える。

多くの真面目に活動している団体がいる一方で、詐欺まがいの活動を行っている団体も存在するのも事実である。このような悪質な団体を登録時に排除することが重要である。そういう意味でも審査には相当の労力が必要であろう。

また、審査の透明性の確保は最も重要な課題である。「なぜこの団体が選ばれて、うちの団体が選から漏れたのか。」といった問いに対して、明確に説明できることが求められる。このことから、具体的な審査基準の設定や誰もが納得いくような審査の仕組みが考えられなければならない。

4 町内会についての基金の意義

札幌市の市民活動の基金は、先行自治体の横浜市や福岡市と異なり、NPO法人だけでなく、町内会、自治会も支援の対象になっており、この点が札幌ならではの点である。

町内会は長きにわたり自主的にまちづくり活動を行ってきた歴史ある組織である。新しい基金の助成対象に町内会が入ることにより、今後、町内会の運営にどのような影響を及ぼすのかについては暫し見守る必要があるが、町内会が基金を前向きに捉えることにより、現在行っている活動の幅を広げるきっかけになることが十分考えられることから、基金が町内会活動の発展を後押しする仕組みとなる可能性に期待したい。

第4章 まちづくりへの市民参加

1 条例の周知・PR

多くの市民がまちづくりに参加していくためには、市民1人ひとりがまちづくりの重要性について理解を深めることが必要であり、そのためにも市民まちづくり活動促進条例について知る機会や学ぶ機会が多く用意されることが必要である。

そのために以下のような取組が考えられる。

条例をテーマに各地域でミニフォーラムを開催する。

まちづくりセンターを拠点に地域のまちづくり活動を行う中で、条例を取り上げて学ぶ場を設定する。

まちづくり、市民活動について理解を深める市民向けの各種講座や研修会の中に条例の内容も加える。

2 市民活動のフェスティバルの重要性

市民活動団体の活動成果の発表や団体同士の交流を行えるとともに、市民活動に関心がある市民が活動に参加するきっかけが得られるような取組として、市民活動を紹介PRするフェスティバルの開催が極めて重要である。

とくにこれまで市民活動を行っていない市民が、市民活動について知り、関心を持ち、活動に参加していくような道筋をフェスティバルの中に組み込んでおくことが大切である。そのためには、以下の点がポイントとなる。

市民活動に関心のない市民も興味を持って参加できるようなイベントにすること
例えば、「サッポロファクトリー」やエルプラザ、ちえりあのように、不特定多数の往来があり、気軽に参加できるような場で開催すること

フェスティバル開催にあたっては、企画・実施を進める中で、NPOをはじめ、市民活動団体同士の横の連携をつくっていけるようにすること

事業の告知は広く不特定多数に対して行うようにすること

このようなフェスティバルが一過性のイベントで終わらないためにも、横断的に動くことができるキーマンの確保や幅広い参加者から成る確固とした組織体制づくりが重要である。

第5章 市民活動団体同士の交流・連携

1 異分野の団体間の連携

平成19年7月24日に札幌市主催で開催された「フォーラム」の来場者アンケート結果において、市民活動団体同士の連携の必要性については多くの方々が賛同的であった。市民活動フェスティバルでの出会いにより団体同士の連携が図られることが期待される場所である。

また、同じ分野同士の連携だけでなく、異なる分野の団体同士が連携することにより、お互いの活動の充実を図ると同時に、まちづくりにも新たな展開を生み出していくことが考えられる。このため、市民活動フェスティバルにおける活動団体の発表会は、様々な分野の団体の活動内容を知ることができる重要な機会であり、異分野団体間の連携を促すきっかけになるとと思われる。

団体同士の連携が重要！



2 連携のためのコーディネーター

団体同士の連携の必要性については多くの団体が理解しているところであるが、思ったように連携が進まない理由としては、団体同士を橋渡しするコーディネーターの存在がないことが挙げられる。逆に言うと、コーディネーターがいれば団体間の連携も進みやすいとともに、さらには連携の輪をより一層広げていくことも可能になる。

町内会とNPOの間の連携の事例はまだまだ市内では多くないが、団体間をうまくつなぐコーディネーターが介在することで連携が進んでいくのではないだろうか。このことはNPOと企業との連携にもあてはまることである。

これは人材育成の問題とも密接に関係する重要な課題であり、今後、より一層の研究を行ったうえで、先駆的な取組が必要である。



(資料編)

市民活動促進専門アドバイザー会議の経過

平成 19 (2007) 年

7月11日 第1回市民活動促進専門アドバイザー会議

第1回会議では、市民活動促進に関するこれまでの経緯と内容、市民活動のための支援策、市民活動促進施策に関して継続的に設置する協議機関、7月24日開催の市民フォーラムとアンケート調査及び今後の協議項目と会議スケジュールについて、事務局からの報告及び意見交換を行った。

8月9日 第2回市民活動促進専門アドバイザー会議

第2回会議では、7月24日フォーラムの報告、「市民活動促進に関する取組(施策)」の調査結果及び寄附する側から見た市民活動促進基金と他の類似基金の棲み分けについて、事務局からの報告及び意見交換を行った。

9月18日 第3回市民活動促進専門アドバイザー会議

第3回会議では、7月24日フォーラム来場者アンケート及び市民活動団体アンケート調査の報告、9月12日議会(財政市民委員会)の状況、9月6日(木)庁内基金プロジェクト会議の報告及び基金助成の審査について、事務局からの報告及び意見交換を行った。

10月3日 第4回市民活動促進専門アドバイザー会議

第4回会議では、基金助成(登録要件、助成対象団体及び事業の範囲、審査基準並びに促進テーブルの関わり方)及び市民活動促進テーブルのあり方(委員構成、協議事項等)について、事務局からの報告及び意見交換を行った。

10月26日 第5回市民活動促進専門アドバイザー会議

第5回会議では、市民活動の支援策(情報、人材の育成、活動の場、資金、市民活動への市民の参加及び団体間の連携)について、各委員で意見を出し合った。

11月20日 第6回市民活動促進専門アドバイザー会議

第6回会議では、市民まちづくり活動促進条例の素案について、事務局からの報告及び意見交換を行った後、前回会議同様、市民活動の支援策について、各委員で意見を出し合った。

平成 20 (2008) 年

2月8日 第7回市民活動促進専門アドバイザー会議

第7回会議では、市民まちづくり活動促進助成制度の具体的な内容及びアドバイザー会議報告書案について議論した。

市民活動促進専門アドバイザー会議設置要領

1 目的及び設置

市民活動促進に関して効果的な施策・事業を展開するために、市民活動促進専門アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

2 協議事項

アドバイザー会議は、次に掲げる事項について協議を行なう。

- (1) 市民活動のための情報、人材の育成、活動の場、資金の支援策について
- (2) 市民活動の連携・協働の推進について
- (3) 市民活動促進施策に関して継続的に設置する協議機関について
- (4) その他、市民活動促進に関すること

なお、アドバイザー会議は、前項の協議に当たっては、市民の幅広い意向を反映するよう努める。

3 組織

アドバイザー会議は、数名の委員をもって構成する。

4 任期

委員の任期は、平成19年7月から平成20年3月末までとする。

5 委員長

- (1) 委員長は、委員の互選により決める。
- (2) 委員長は、委員と会議の企画・運営について協議・調整し、会議の進行役として、議論を喚起し、その円滑な推進に努める。

6 会議

- (1) アドバイザー会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、必要があるときは、アドバイザー会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

7 報酬

報酬については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表に基づき、会議1回の出席につき、日額12,500円を源泉徴収のうえ支払うこととする。

8 庶務

アドバイザー会議の庶務は、市民まちづくり局市民自治推進室市民活動促進担当課において行う。

9 その他

この要領に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関して必要な事項は、市が委員長と協議して決める。

平成19年度 市民活動促進専門アドバイザー会議委員名簿

(敬称省略、50音順)

種別	氏名	所属・肩書き<委嘱当時>
企業	金井 英樹	社団法人札幌青年会議所副理事長
学識経験者	木村 純	北海道大学高等教育機能開発総合センター生涯学習計画研究部教授
町内会	菅原 守也	札幌地区連合町内会副会長
NPO・ボランティア	向井 和恵	市立札幌病院ボランティアの会「やさしさ」ジェントルボランティアコーディネーター